

## 家畜個体識別特別措置法に係る異動報告要領

第11回全国和牛能力共進会  
宮城県実行委員会事務局

出品者は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、出品牛の異動報告を出発前、到着後に届出なければならない。また、肉牛においては、と畜先への転出報告の届出を出発前に行わなければならない。

### 1 種牛の部への出品者が行う届出

1) 出品牛の転出届・・・出発前、速やかに行うこと。

農家名	第11回全国和牛能力共進会実行委員会
農家コード	0227142984
飼養地住所	宮城県仙台市宮城野区港3丁目1-7

2) 出品牛の転入届・・・帰着後、速やかに行うこと。

### 2 肉牛の部への出品者が行う届出

出品牛の転出届・・・出発前、速やかに行うこと。

農家名	仙台市ミートプラント
農家コード	0222583131
飼養地住所	仙台市宮城野区扇町6丁目3-6

### 3 第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会及び仙台中央食肉卸売市場株式会社が行う届出

1) 種牛の部会場での届出

出品牛の転入届・・・搬入時に宮城県実行委員会が行う。

出品牛の転出届・・・搬出時に宮城県実行委員会が行う。

2) 肉牛の部会場での届出（と畜報告）

通常業務と同様に仙台中央食肉卸売市場株式会社が行う。